

平成十五年三月環境省告示第十八号（土壤溶出量調査に係る測定方法）の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 平成十五年三月環境省告示第十八号（土壤溶出量調査に係る測定方法）（抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表		別表	
特定有害物質の種類	測定方法	特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)
六価クロム化合物	規格 K 0102 の 65. 2 に定める方法 <u>（ただし、規格 K 0102 の 65. 2. 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K 0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）</u>	六価クロム化合物	規格 K 0102 の 65. 2 に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格 K 0102 の 34. 1 若しくは 34. 4 に定める方法又は規格 K 0102 の 34. 1 c）（注 (6) 第 3 文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表 6 に掲げる方法	ふっ素及びその化合物	規格 K 0102 の 34. 1 に定める方法又は規格 K 0102 の 34. 1 c）（注 (6) 第 3 文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質環境基準告示付表 6 に掲げる方法
(略)	(略)	(略)	(略)